



環境と産業の未来のために
～産業資源の循環で持続可能な社会を創る～

事業案内



Japan Industrial Waste Management Foundation

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

環境と産業の 未来のために

～産業資源の循環で持続可能な社会を創る～

私たち産業廃棄物処理事業振興財団は、

公益財団として、国、地方自治体、産業界からお預かりした基金などをもとに、

処理業者の育成、排出事業者の支援並びに産業廃棄物の適正処理の確保及び資源

循環の促進を図り、生活環境及び地球環境の保全と、循環型社会の形成並びに経

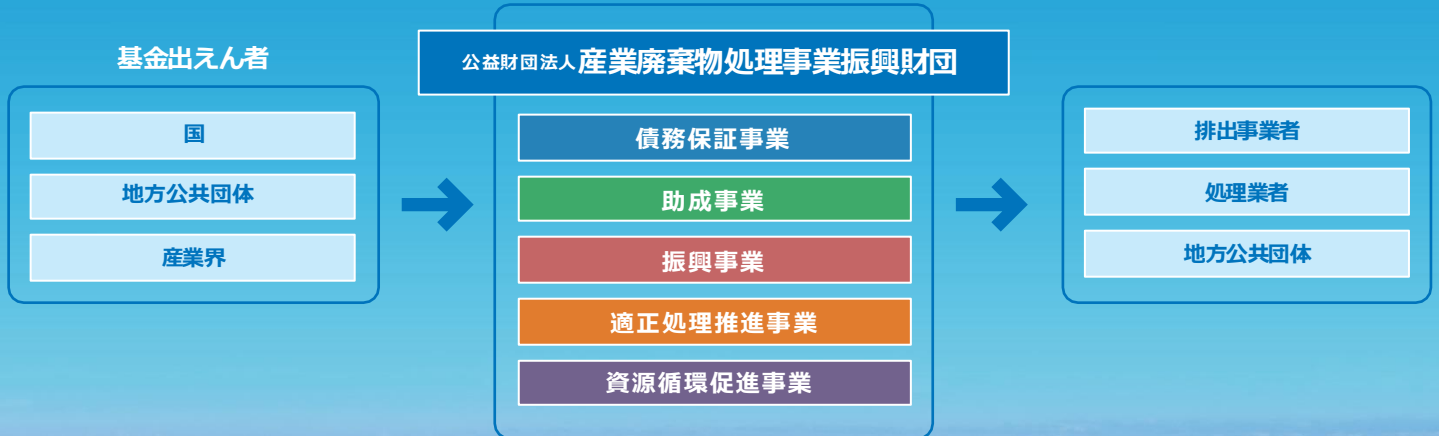
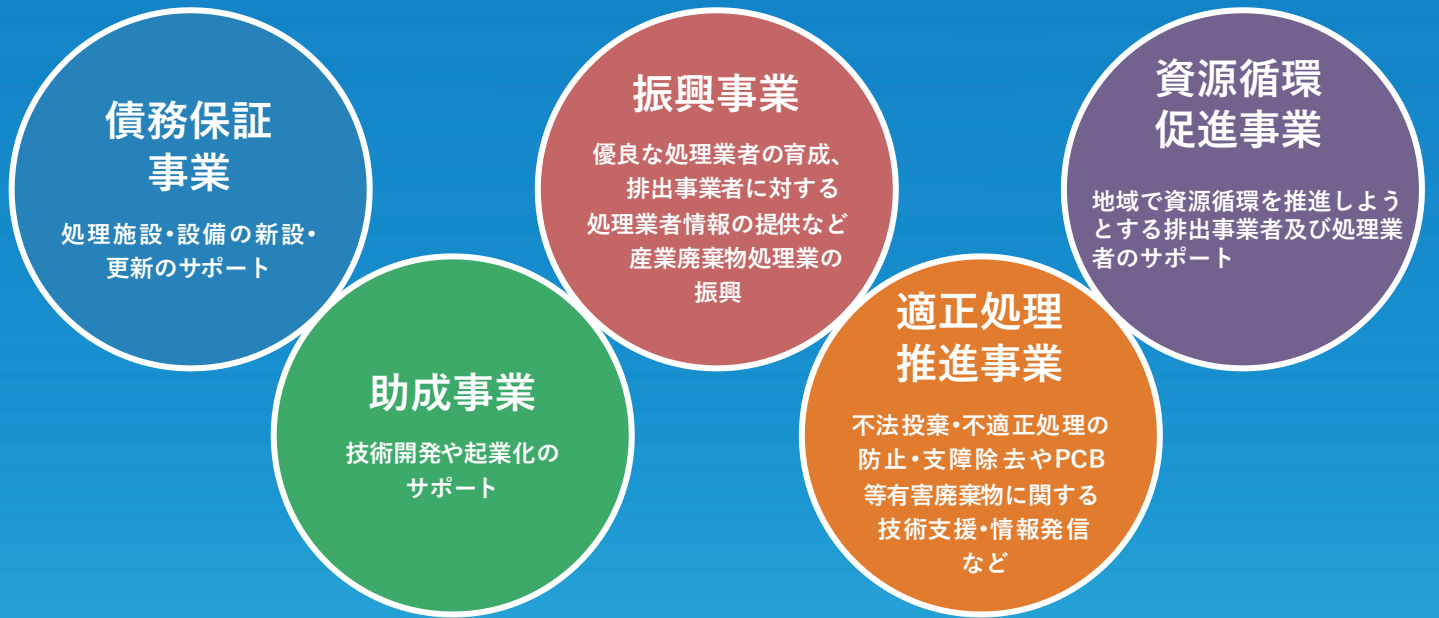
済の健全な発展に寄与することを目指しています。





明日のために力を注ぐ5つの仕事

私たち産業廃棄物処理事業振興財団は、平成4年（1992年）の創立以来、環境と産業の未来のためにさまざまな事業に取り組んでいます。それぞれの事業が有機的に結びつき補い合うことで、産業廃棄物処理に関するあらゆる問題に対応できるチーム作りを図っています。



債務保証事業

産業廃棄物処理施設の高度化を支援します。

全国に産業廃棄物処理施設の整備促進を図るため、産業廃棄物処理のモデルとなる優良な処理施設の整備を進める処理業者等に向けて、必要な資金の借入れに対する債務保証を行っています。

保証対象

以下の事業の実施に必要な設備資金と開業後3年間の運転資金

- ◆ 「産業廃棄物処理特定施設整備法」で規定する特定施設※の整備
- ◆ 共同で実施される処理施設の整備・研究開発等の事業
- ◆ 産業廃棄物処理施設の近代化・高度化
- ◆ 「農林漁業バイオ燃料法」で規定する認定事業者が行う特定バイオ燃料製造施設（産業廃棄物処理に該当するものに限る）の整備
- ◆ 「小型家電リサイクル法」で規定する認定事業者が行う再資源化施設（産業廃棄物処理に該当するものに限る）の整備
- ◆ 「プラスチックに係る新減循環の促進等に関する法律」で規定する認定事業者等が行う認定プラスチック使用製品の製造施設や使用済プラスチック使用製品の再資源化施設の整備
- ◆ 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」で規定する認定高度再資源化事業者及び認定高度分離・回収事業者が行う施設の設置、認定再資源化工程高度化計画実施者が行う設備の導入

※特定施設とは、法律が規定する規模その他所定の要件を満たす産業廃棄物処理施設のことをいいます。

保証割合

原則として保証先金融機関が行う融資額の50%以内

保証金額

原則として500百万円以内

保証料

金融情勢に応じて、随時見直し

保証期間

10年以内（据置期間3年以内を含む）

担保

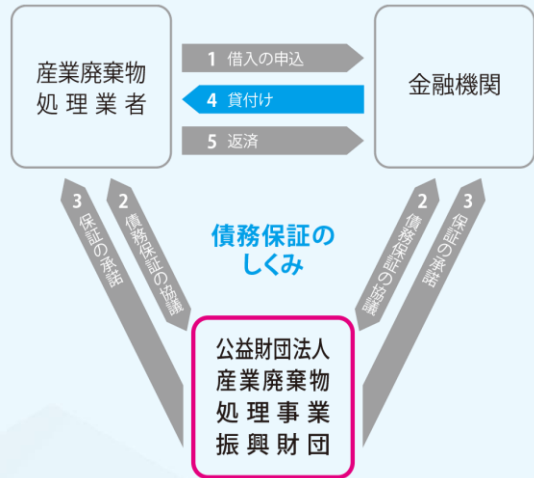
原則として保証対象物件に第1順位（同順位可）の抵当権を設定

保証人

当該法人の代表者または他の資力のある法人

保証対象金融機関

銀行・信用金庫・信用組合等の金融機関



■ 保証した施設



管理型最終処分場



焼却発電施設

助成事業

資源循環型社会システムの実現に向け、技術開発や起業化を支援します。

資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援のための方策として、助成事業を実施しています。

事業案内

- ◆ 産業廃棄物に関する 3R の技術開発。または環境負荷低減技術の開発に対する助成。
- ◆ 自ら工夫した高度な技術力を利用した施設整備に対する助成。
- ◆ 上記技術開発や施設整備の起業化に対する助成。など



これらが産業廃棄物処理業界へ普及し、環境への負荷を低減した資源循環型社会システムの重要な機能を担っていくことを期待しています。

申請資格

次の全ての条件を満たしている者とする。ただし、農林漁業バイオ燃料認定研究開発事業、小型家電リサイクル認定研究開発事業及びプラスチック資源循環認定研究事業を行う者は③のみとする。

- ① 産業廃棄物の処分を業として行う者又は行う予定の者（少なくとも事前協議に入っているものとし、原則として交付証が授与される以前に許可を取得していること）。
- ② 従業員数 300 人以下又は資本金 10 億円以下のどちらかに該当すること。
- ③ 過去 5 年間、廃棄物及び公害防止に関する法律等の規定による不利益処分を受けていないこと。
- ④ 原則として、応募事業が同一期間内に他の公的助成を受けていないこと。
なお、助成事業として決定された場合は、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団のホームページ等産廃情報ネット「さんばいくん」による情報公表を行うこと。

対象となる事業

産業廃棄物に関する次の①～⑥とする。

- ① 3R に関する技術開発事業、または環境負荷低減に関する技術開発事業
- ② 高度技術を利用した 3R、または高度技術を利用した環境負荷低減施設の整備事業
- ③ 上記 ①、② に関する起業化のための調査事業
- ④ 農林漁業バイオ燃料法第 12 条第 1 項第 2 号の対象となる認定研究開発事業
- ⑤ 小型家電リサイクル認定研究開発事業
- ⑥ プラスチック資源循環認定研究事業
・ 産業活動やリサイクル事業から発生する熱・電気等のエネルギー源等を活用し、農林水産業等、地域の振興に資するような地域循環共生事業も含む。

助成金額

- ① 技術開発：最高 500 万円
- ② 高度技術施設：最高 500 万円
- ③ 起業化調査：最高 50 万円
- ④ バイオ燃料認定研究開発事業：最高 500 万円
- ⑤ 小型家電リサイクル認定研究開発事業：最高 500 万円
- ⑥ プラスチック資源循環認定研究開発事業 最高 500 万円

振興事業

産業廃棄物処理の振興のための情報発信等を行います。

優良な処理業者の育成、排出事業者に対する処理業者情報の提供や、資源循環の推進のサポート等を行っています。

産廃情報ネット <https://www.sanpainet.or.jp>

産業廃棄物の適正処理の第一歩は、排出事業者が処理業者について必要な情報を容易に入手でき、正しく理解して活用することにあります。当財団のホームページ「産廃情報ネット」では、排出事業者及び処理業者に役立つ情報を発信しています。

優良な処理業者の育成、排出事業者に対する処理業者情報の提供

〈優良産廃処理業者認定〉

環境省の優良産廃処理業者認定制度は、優良な処理業者が市場において優位にたち、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択できるようにすることを目的とします。

◆ 優良認定業者、排出事業者による検索

優良産廃処理業者認定制度に基づく全国の優良認定業者を、廃棄物の種類や処理方法、特徴、サービス等から検索できます。

◆ 処理業者による情報公開

優良化を目指す全国の産業廃棄物処理業者は、当財団の産廃情報ネットにおいて無料で情報を公表しています。優良産廃処理業者認定制度「事業の透明性」の公表情報について更新履歴を記録する履歴証明業務及び適合証明業務を行っています。

◆ 排出事業者向け情報管理サービス

排出事業者は、新たに登録された許可情報や、優良産廃処理業者認定制度の優良認定等の最新情報を入手できます。



〈排出事業者への情報発信〉

優良認定等の最新情報を入手できます。

◆ 建設廃棄物の3R/適正処理の推進

建設業の排出事業者に3Rと適正処理の情報を提供しています。工事の流れにそって廃棄物処理法や建設リサイクル法の規定のほか、チェックリストや罰則を記した「べからず集」なども情報発信しています。

◆ 排出事業者向け適正処理の推進

排出事業者が適正な処理委託をする上で役立つパンフレット、リーフレット、関連する詳細情報を提供しています。

〈産業廃棄物処理業経営塾〉

将来の産業廃棄物処理業経営を担う人材を育成すべく、平成16年度より毎年、全国の産廃経営者層を主たる受講生（定員50名程度）として、産業廃棄物処理業経営塾を開催・各分野の最前線で活躍する講師陣による講義や研修合宿、施設見学会など独自のカリキュラムで運営しています。また、卒業生が、期を越えたネットワークづくりや個々のさらなる研鑽向上を図るため、経営塾OB会を設立し、地域別ワークショップや施設見学会、企業経営者などによる講演等の活動を行っています。



講義風景



施設見学



合宿風景

適正処理推進事業

有害廃棄物の適正処理のための技術支援・情報を発信します。

PCB 等有害廃棄物の処理に関する検討・支援を行っています。

PCB 等有害廃棄物の処理に関する・検討支援

PCBをはじめとする有機塩素系廃棄物やアスベスト等の有害廃棄物等の処理に関する技術情報を収集・整理するとともに、処理を促進するための検討・支援を行っています。

〈PCB廃棄物処理技術の評価および基準化〉

PCB廃棄物の新処理技術について実証試験結果等の評価に関する検討・支援を行っています。

〈低濃度 PCB 廃棄物処理に関する検討〉

微量のPCBに汚染されている変圧器・コンデンサーやPCB濃度が0.5%以下の汚染物等の低濃度PCB廃棄物の処理に関し、処理方法、測定方法、収集運搬等の検討・支援を行うとともに、低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定申請の審査に関する支援を行っています。



焼却処理施設



焼却処理施設炉内状況



加熱処理炉及び対象物

〈PCB 廃棄物の処理の促進に関する支援〉

中間貯蔵・日本環境安全事業（株）が行うPCB廃棄物の処理に関し、処理が困難なPCB廃棄物、安定器等のその他のPCB汚染物等の処理方策、並びに保管場所からPCB廃棄物を安全に搬出・運搬するための搬出技術の検討について支援を行っています。

〈PCB 廃棄物の適正保管に関する支援〉

保管事業者に対し、保管廃棄物の高濃度 PCB、低濃度PCB、非PCBの分別、漏洩物等についての応急対策等、PCB廃棄物の適正保管の支援を行っています。



コンデンサからの採油の状況



蛍光灯用安定器の銘板調査の状況

〈石綿廃棄物の処理に関する検討〉

石綿廃棄物の新処理技術について実証試験結果等の評価に関する検討・支援を行っています。

〈水銀廃棄物の適正な処理に関する検討〉

水銀廃棄物について、水俣条約に対応する環境上適正な管理に関する検討・支援を行っています。

有害廃棄物の不適正輸出入防止への支援

輸出入を検討している貨物について、バーゼル法に規定する特定有害廃棄物等に該当するかどうかを判断する際の助言サービス（事前相談）を行なっています。

不法投棄等の撲滅を支援します。

産業廃棄物の不法投棄等に伴う支障除去等関連業務

不法投棄等による生活環境保全上の支障を除去するための措置に対して財政的な支援を実施するほか、不法投棄等を未然に防止する取り組みを行っており、生活環境の保全に貢献しています。

産業廃棄物の不法投棄等に対する対策強化の一環として、産業廃棄物行政を所管する自治体（以下「都道府県等」という。）が、やむを得ず実施する生活環境保全上の支障の除去等（原状回復）のための基金が、平成9年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の改正により制度化されました。当財団は、この法改正により「産業廃棄物適正処理推進センター」に指定され、都道府県等からの要請により当財団が管理する基金からの出えんによる財政的な支援を行っています。

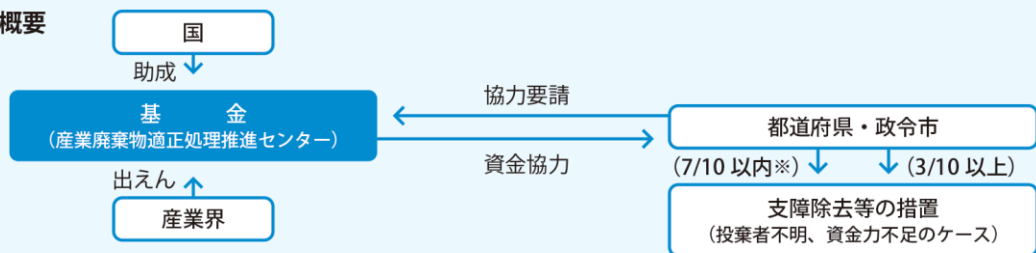
1 産業廃棄物の不法投棄等に対する原状回復支援事業

都道府県等が、産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障を除去する際に支援する事業です。

◆ 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業

平成10年6月17日以降の不法投棄等により、都道府県等が生活環境保全上の支障等を除去する際に支援を行う事業で、産業界の出えん金が7分の4、国の補助金が7分の3（※）の割合で拠出された基金から、原状回復等の事業を実施する都道府県等へ支援対象となる事業費の10分の7以内の金額を支援する制度です。

■ 基金の概要



※費用の負担割合（産業界：国：都道府県等＝4：3：3）
 ※事業の状況により補助率が7/10、6/10、1/2と変更になる

【実施例】

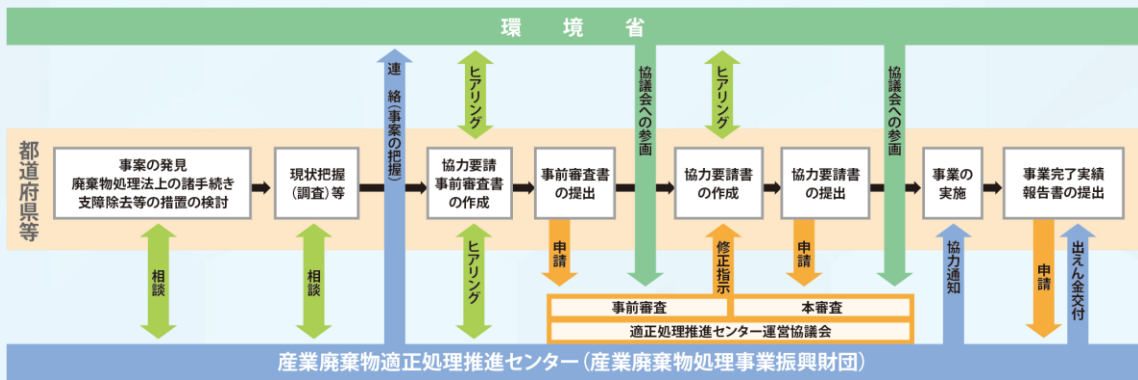
■ (行政代執行前)



■ (行政代執行後)

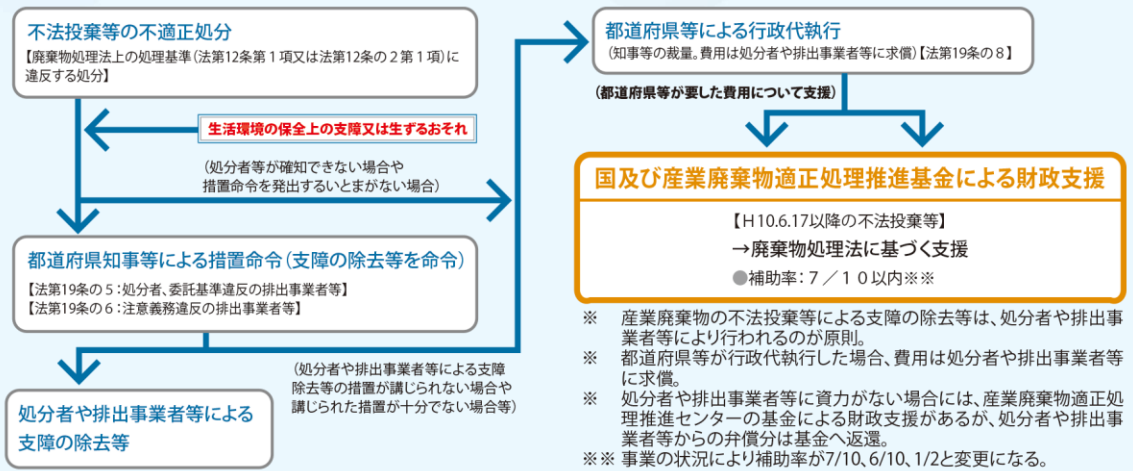


2 産業廃棄物適正処理推進センターの役割



3 産業廃棄物の不法投棄等に起因する支障の除去等にかかわる制度

産業廃棄物の不法投棄等に起因する支障の除去等に係る制度について



4 当財団の自主的な取組み

不法投棄等の早期発見、拡大防止等を推進するための検討や講演会の実施、支障除去技術や処分場跡地利用等に関する研究を行っています。

- ◆ 不法投棄未然防止についての取組み
不法投棄等の未然防止を目的とした講習会として産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会などの講習会を開催しています。

5 その他行政支援

不法投棄等事案に対して、環境省受託業務により専門家を派遣し、助言、技術的な協力を行っています。また、環境省地方環境事務所が主催する自治体職員等向け「不法投棄対策セミナー」の企画・運営や、セミナー講師等が現地で助言を行うことにより自治体担当者の現場対応能力の向上を図ることを目的とした支援業務を行っています。

汚染土壌・除去土壌等関連業務

1 汚染土壌運搬担当者講習会

汚染土壌の運搬に携わる方々を対象に講習会を開催しています。

2 建設現場従事者の産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会

広く建設現場で従事される方々を対象に産業廃棄物や残土・汚染土壌の適正処理に関する講習会を開催しています。

3 汚染土壌の運搬・処理に関する検討・調査

汚染土壌の運搬・処理に関する実態把握を行うとともに、適正に運搬・処理されるための各種施策の検討を行っています。

4 除去土壌等減容化・再生利用技術組合

除去土壌等減容化・再生利用技術組合に参画し、除染に伴って発生した土壌や廃棄物の減容化・再生利用技術の研究を進めています。

資源循環促進事業

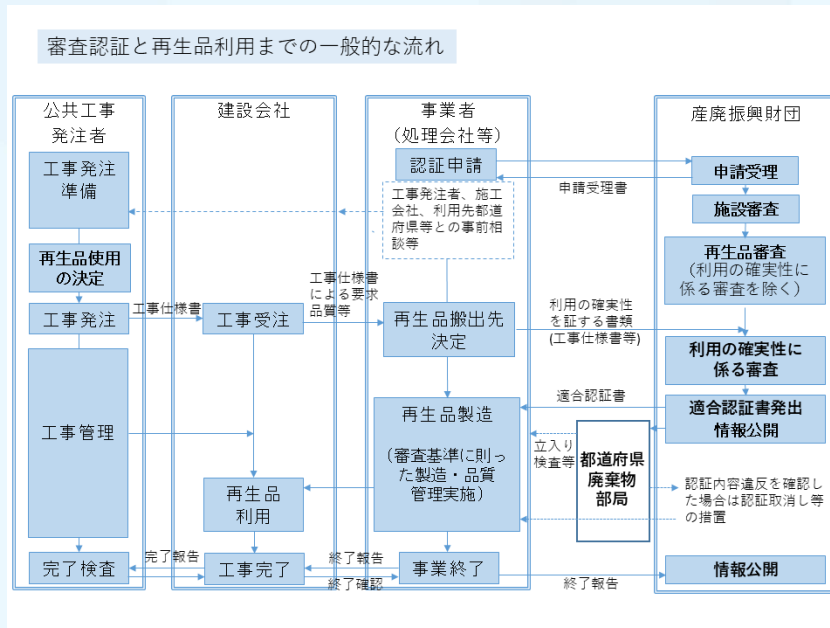
産業廃棄物の循環や廃棄物処理の脱炭素化等、諸課題の解決を推進します。

地域で資源循環を推進しようとする行政や事業者への技術支援等を行っています。

資源循環・適正処理に関する認証業務

〈再生品の有価物該当性審査〉

建設汚泥再生品、廃コンクリート再生砕石等の有価物該当性に係る審査・認証を実施します。



〈情報開示施設 (I.D.Plant) 審査〉

建設産業廃棄物処理施設を対象に、資源化等を表すマテリアルフローや適正処理の取組等についての高度な情報公開性を審査し、審査基準を満足した施設を「情報開示施設 (I.D.Plant)」として認証します。

資源循環促進のための動静脈連携支援業務

〈資源循環支援業務〉

- ◆ J4CE活動への協力、SIP・CPs活動の情報収集
- ◆ 動静脈連携に関する先進的な取組事例や最新技術動向の情報収集・提供
- ◆ 補助金執行業務（地域資源の徹底活用に向けた資源循環加速化事業等）を通じた技術実証・設備導入支援
- ◆ 地域での資源循環の促進支援、セミナー開催 等

このほか、高度化法施行後の関連業務、報告・公表システムに対する産廃情報ネットの連携協力等を行っています。

関連事業

ネットワークづくりのサポートや情報の提供をします。

全国産業廃棄物担当者会議

平成6年度から全国の産業廃棄物行政の第一線の担当者を対象に、不法投棄原状回復の取組等の事例発表を中心とした情報交換のための会議を開催しています。



講習会

当財団で次の講習会を毎月開催しています。ご要望に応じて出張講習も行います。講習修了者には修了証及びステッカーを授与し、氏名・所属会社名を「財団ホームページ」に掲載します。



◆ 産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会（総合管理コース、産廃コース）

建設現場に従事される方々等を対象とした、産業廃棄物や汚染土壌、残土の適正処理に関する正しい知識を身につけて頂くための講習会。

◆ 汚染土壌運搬担当者講習会

汚染土壌の運搬に携わる方々を対象とした、汚染土壌を適正かつ安全に運搬するための知識を身につけて頂くための講習会。

出版広報事業

〈出版物〉

- ◆ 誰でもわかる!! 日本の産業廃棄物 改訂9版
- ◆ 不法投棄等現場の対策と技術
- ◆ 不法投棄等現場の堆積廃棄物の斜面安定性評価方法



〈WEBサイト〉

- ◆ 財団HP
- ◆ WEB JOURNAL
- ◆ メールマガジン
- ◆ X (Twitter)

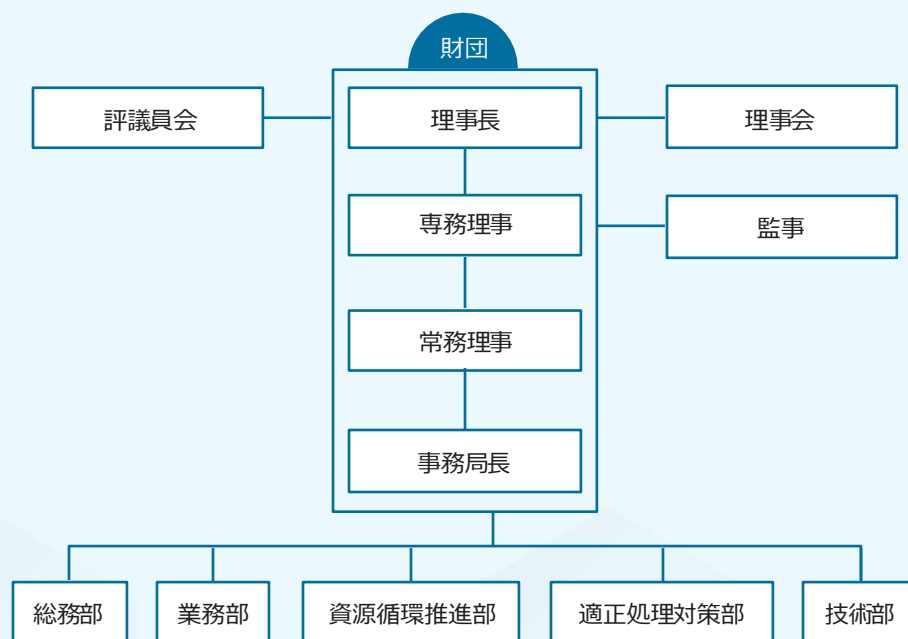


財団の概要

概要

名称	公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
所在地	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-18ヒューリック虎ノ門ビル10階
設立	平成4年12月3日 平成24年4月1日 公益財団法人へ移行
指定	産業廃棄物の処理に係る特定指定施設の整備の促進に関する法律第16条に基づく環境大臣指定法人 (平成4年12月24日指定) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の12に基づく産業廃棄物適正処理推進センターとしての環境大臣指定法人 (平成10年7月1日指定)

組織図



法律上の位置づけと事業

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第16条第1項に基づく指定法人（「産業廃棄物処理事業振興財団」）
平成4年（1992年）12月24日指定

①債務保証事業

②助成事業

③振興事業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の12に基づく指定法人
（「産業廃棄物適正処理推進センター」）平成10年（1998年）7月1日指定

④適正処理推進事業



産廃振興財団の Mission, Vision & Values

MISSION

[わたしたちが果たすべき使命]

循環型社会の推進
～持続可能な社会づくりに貢献する～

VISION

[わたしたちが目指すべき姿]

廃棄物処理と資源循環のエキスパート集団へ

VALUES

[ビジョンの達成に向けた行動指針]

変化は進化、笑顔でチャレンジ

変化を恐れず、むしろ進化のチャンスとして捉えよう。新しい挑戦に対し、柔軟な思考で先ずはやってみる。やり方は走りながら考える。前向きな姿勢を持ち、笑顔で取り組めば困難も乗り越えられる。失敗を恐れず、むしろ楽しんで進もう。

社会のニーズをつかもう

常に社会の変化やニーズに敏感であり続けたい。世の中の動向や声に耳を傾け、課題の一つ一つに丁寧に向き合うことで、より価値のあるサービスを提供できる。時代の要請に応え、持続可能な社会を築くために、絶えず学び、進化し続けよう。

皆の力を結集しよう

一人ひとりの力が集まれば大きな成果を生み出せる。個々の知識や経験を最大限に生かし、協力し合えばより高い目標を達成できる。お互いに支え合い、リスペクトし合いながら共に成長し、成功を分かち合おう。

低濃度 PCB 助成金事業

低濃度 PCB に汚染された廃棄物は令和 9 年 3 月 31 日までに保管事業者で適正に処理されなければなりません。処分期限までの適正処理を加速化させるため、国（環境省）は中小企業（個人事業主を含む。）に対する助成金を創設しました。

分析費・処理費に対し、補助率 2 分の 1 の額が助成されます。

【令和 7 年度・令和 8 年度】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 低濃度 PCB 助成金コールセンター

Tel 0120-427442

受付時間 月～金 10時～12時/13時～17時
(祝日年末年始を除く。)

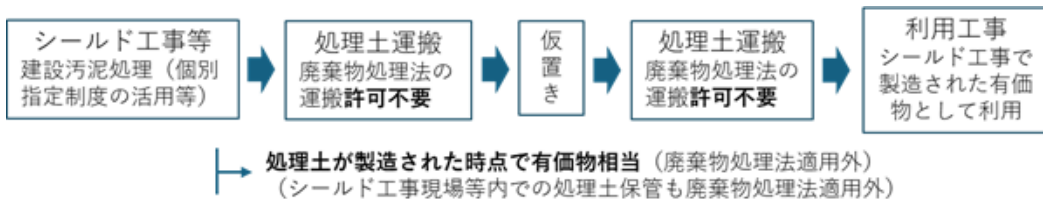
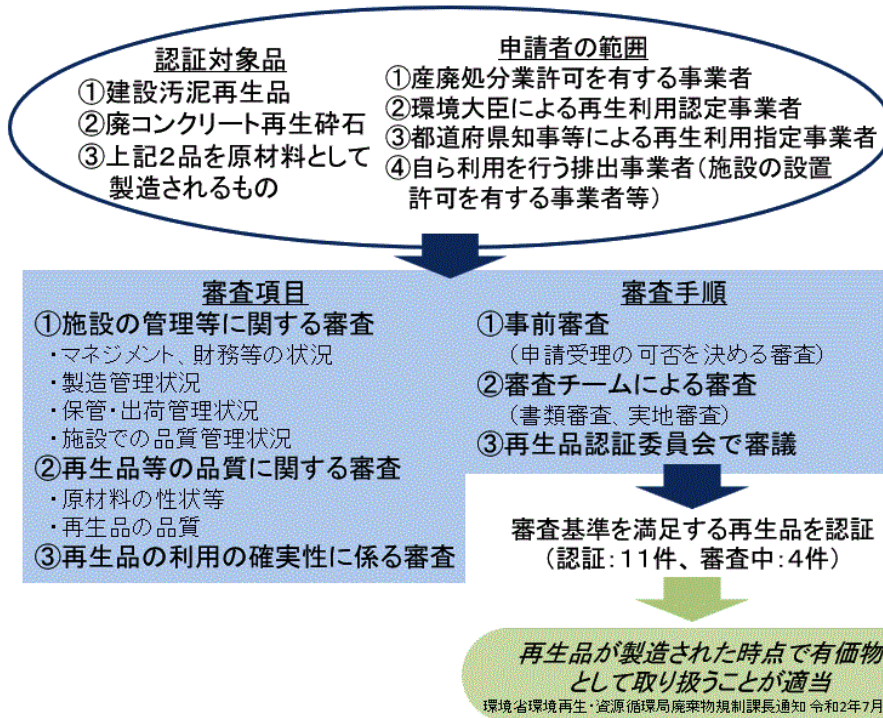
mail joseikin@sanpainet.or.jp

URL <https://www.sanpainet.or.jp/joseikin>

再生品の有価物該当性審査事業

建設汚泥再生品、廃コンクリート再生砕石、及びこれら2品を原材料として製造されるものを対象として、品質の他、製造管理、利用の確実性について審査し、基準を満たした再生品を認証します。

処理物が製造された段階で有価物相当となり、処理物の運搬費削減等につながります。



審査料金と審査の有効期間	施設審査	200万円(税別)、更新時100万円(税別) 有効期間: 2年
	再生品審査	100万円(税別)(施設審査の有効期間内に同品質の再生品を同じ発注機関の同工種で利用する場合は3万円) 有効期間: 利用工事毎の再生品利用期間

情報開示施設 (I.D.Plant) 審査事業

産業廃棄物処理施設を対象に、資源化等を表すマテリアルフローや適正処理の取組等についての高度な情報公開性を審査し、審査基準を満足した施設を「情報開示施設(I.D.Plant)」として認証します。



認証を得ることの効果

処理の透明性が極めて高い施設として排出事業者にアピールでき、また、融資等を受ける際の企業評価向上にも繋がります。

排出事業者にとっては、処理の詳細や処理後の流れを知ることで、温室効果ガス排出量のScope3(サプライチェーン全体)の算定の際に有用になる他、資源循環を進める際の連携先選定のための有用情報になり得ます。

有効期間	・適合証の交付日から2年間
審査料金	・40万円/施設(税別、旅費別、ISO等取得施設の場合) ・ISO等未取得施設、非優良認定事業者の場合は、それぞれ10万円高 ・有効期間後の更新申請の場合は20万円/施設(同上)

地域資源の徹底活用に向けた 資源循環加速化事業

- 地域資源の活用を促進するため、**地域で排出され、焼却・埋立てされている複合素材（金属・木材・プラスチック等）、廃油、建設廃棄物、SAF原料などの資源性廃棄物**について、回収・選別・再資源化の取組を支援し、地域循環経済への移行と地域経済の活性化を図る。

⇒令和7年度補正予算額；800百万円

回収・選別・再資源化のための技術実証・設備補助

焼却・埋立てされている再資源化困難物について、製造業や小売業とリサイクル事業者等の連携で再資源化し、**再生材を地域内に一定量供給する重点分野の取組に対し、技術実証や選別・再資源化設備等の導入を支援する。**

